

## 取組の方向 9

# 家庭の教育力向上を図る

### < 主要施策 2 3 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実 >

#### 1 学校と家庭の連携の推進（指導部）

##### (1) 家庭と子供の支援員の配置

###### ア 配置の目的・配置先について

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を小・中学校に配置する。

###### イ 活動内容等について

「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行う。

##### (2) 学校と家庭の連携推進会議の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に、学校管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員とした学校と家庭の連携推進会議を設置し、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応についての協議を行う。

##### (3) スーパーバイザーの配置

対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言を行う。

### < 主要施策 2 4 学校と家庭が一体となった教育活動の充実 >

#### 1 学校と家庭が一体となった教育活動の充実（指導部）

##### (1) 道徳授業地区公開講座の充実【再掲】

「東京都道徳教育教材集」及び『『特別の教科 道徳』移行措置期間対応 東京都道徳教材教材集』の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進する。

##### (2) 小学校対象「親子防災体験」の実施【再掲】

都内全小学校・特別支援学校（小学部）の全学年で参加を希望する児童・保護者を対象に、「親子防災体験」を実施する。

##### (3) いじめ等防止の情報サイト・アプリケーションの開発【再掲】

いじめに関する専用情報サイト・アプリを開発し、子供たちがいじめ防止に向けて主体的に行動することを促すとともに、相談先にアクセスしやすい環境づくりを推進する。また、いじめられたり、いじめを見たりした場合にどのように対処すればよいか、自分が取るべき行動について、学校や家族での話合いにつなげられるようにする。

(4) 東京都独自のルール「SNS東京ルール」の着実な実施【再掲】

学校と家庭が連携し、子供たちにSNSを適切に利用するための力を育むために、親子情報モラル教室の実施や学習用補助教材の作成・配布を行う。